

令和8年度から国民健康保険税額を算定する税率が変わります！

【主な改正内容】

- ・子ども・子育て支援金制度の創設に伴い「子ども・子育て支援納付金分」を追加。
- ・所得割（前年の所得を基に計算）、均等割（被保険者一人当たりの税額）、平等割（一世帯当たりの税額）について、県の標準保険料率を参考にしながら、社会情勢による被保険者への影響を考慮。

【税率変更】

区 分		改正後	現 行	改正後と現行の差
医 療 分	所得割	5.42 %	5.45 %	△ 0.03 %
	均等割	25,000 円	26,000 円	△ 1,000 円
	平等割	16,000 円	17,000 円	△ 1,000 円
医療分賦課限度額		670,000 円	660,000 円	
後期高齢者 支援金分	所得割	2.50 %	2.50 %	0.00 %
	均等割	11,000 円	11,500 円	△ 500 円
	平等割	7,000 円	7,500 円	△ 500 円
後期高齢者支援金分賦課限度額		260,000 円	260,000 円	
介護納付金分	所得割	1.99 %	2.10 %	△ 0.11 %
	均等割	10,000 円	11,000 円	△ 1,000 円
	平等割	5,000 円	5,000 円	0 円
介護納付金分賦課限度額		170,000 円	170,000 円	
子ども・子育て 支援納付金分	所得割	0.14 %	— %	0.14 %
	均等割合計	600 円	— 円	600 円
	均等割	570 円	— 円	570 円
	18歳以上 均等割	30 円	— 円	30 円
	平等割	400 円	— 円	400 円
子ども・子育て支援納付金分賦課限度額		30,000 円	— 円	

【改正後の軽減判定所得】

7割軽減基準額	基礎控除額 (43万円) + 10万円 × {給与所得者等の数(※1) - 1}
5割軽減基準額	基礎控除額 (43万円) + 31万円 × (被保険者数) + 10万円 × {給与所得者等の数(※1) - 1}
2割軽減基準額	基礎控除額 (43万円) + 57万円 × (被保険者数) + 10万円 × {給与所得者等の数(※1) - 1}

※一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者

【子ども・子育て支援金制度】

児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など、子ども・子育て支援の拡充が始まっています。給付の拡充には、令和8年度から始まる子ども・子育て支援金が充てられます。こども（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者）については、均等割額が全額軽減されます。

■ 問合せ 町民税務課 ☎ 0778-47-8014